

## 国公立大学図書館協力委員会委員館の 推薦について（申し合わせ）

平成 3 年 6 月 5 日  
平成 15 年 10 月 30 日最終改正  
国立大学図書館協議会理事会

1. 標記の委員館は次の各号に掲げる館をもってあてる。
    - ① 会長が代表者たる館
    - ② 副会長が代表者たる館
    - ③ 理事館の中から 1 館
    - ④ 東京・関東甲信越地区協会の会員館の中から理事会の指名した 1 館
  2. 前項③④号の委員館の任期は再任を妨げない。
  3. 国公立大学図書館協力委員会の委員長館が国立大学に当たった場合、委員長館は 1 の③及び④のうちの 1 館があたるものとする。
  4. この申し合わせに疑義の生じた場合、または細則が必要な場合は、理事会において協議する。
- 付記（1）この申し合わせは、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- （2）この申し合わせ実施の際、現に存在する委員館は、この申し合わせにより推薦されたものとする。